

(整理番号 0218)

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会
第2回栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月7日(水) 10時00分～11時30分					
開催状況	公 益 代表委員	出席2人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 関係労使からの意見聴取について 2 金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 関係労使の意見聴取について 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>2 金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 最低賃金はベースアップではなくセーフティネットであり、継続的に適切かつ効果的な水準まで引き上げることが重要である。2010年6月の雇用戦略対話合意において、「全国平均1,000円を目指す」とされており、特定最低賃金においても、早期に1,000円を達成する必要がある。また、連合リビングウエイジに照らし合わせても、現在の塗料製造業特定最低賃金額963円は決して高い金額どころではなく、むしろ低く抑えられた金額であるといえる。 また、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、業種の特性を加味した最低賃金でなければならない。塗料業界は現在においても「きつい・汚い・危険の3K職場」、50度近くになるきつい職場、粉物を扱っているために汚く、攪拌機などの危険作業から脱し切れておらず、職場環境に見合った額を設定しなければ、人材不足により業界が衰退してしまうので、見合った水準にする必要がある。 旨を主張した。</p> <p>イ 本来であれば、労働協約の最低額が1,000円であるから、その差額の37円の引上げ。3%程度を目途とすると29円の引上げ。今年については新型コロナウイルス感染症の影響を考慮すると、塗料業界の2020春闘中小企業における平均賃上げ率が1.72%で、現行の963円に1.72%を乗ずると16.56円になり17円の引上げと考えたが、今年に限り17円でも厳しいと考えた。 そこで、塗料業界における法定産業別の最低賃金は大阪府と兵庫県があり、今年の兵庫は3円引上げ973円となっているので、栃木との差10円引上げを提示した。</p>						

ウ 特定最低賃金は業種によるものであるから、同じ業種の兵庫県と差があることはおかしいと考える。よって、兵庫県との差 10 円を再提示した。

エ 使用者側に変更がなければ、検討の余地がないとし次回審議となった。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 新型コロナウイルス感染症拡大によって、日本経済はこれまで経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、塗料業の事業者にも多大な影響を及ぼしている。緊急事態宣言の解除後もその爪痕が大きく残っており、いまだコロナ禍前の状態に戻っておらず、とりわけ経営基盤の脆弱な中小零細企業に甚大な影響を与え続け、大企業においても厳しい状況にある。

塗料は、建設・建築現場で使用されるものや、飛行機・自動車などの重工業に関連したものなど幅広く使われているが、成熟している先進国の日本では、塗料・塗料卸売業界の総販売額は 1990 年代後半から減少傾向にある。大手企業は新興国市場に打って出ていくこともできるが、最低賃金の影響を受けやすい中小零細企業にとっては厳しい状況である。まして、生産工程自体に付加価値を向上させるべく、原料費や輸送費の高騰、消費税の増税、相次ぐ法改正による人件費上昇により、経営コストが上昇し続けている。今後、米中間の関税摩擦問題で先行きが不透明な中、業績もコロナ禍以前の状況には戻らず、政府の支援を受けて従業員を守っている、特に中小零細企業にとってはかなり厳しいとしか言えない。

今、特定最賃を決めるに当たって優先されるべきことは、「事業の継続」と「雇用の維持」である。企業としては、賃金と雇用の両立させることが重要であるが、この厳しい状況の中で雇用のことを考えれば、極力、人件費を抑えなければならない。

雇用調整助成金、持続化給付金、特別融資などを使い、事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小零細企業の雇用維持に向けた努力に対して、水を差すことのないよう、中小零細企業の厳しい状況を考慮し、今年度の審議に臨むべきと考える。

旨を主張した。

イ 地賃との比率で自動車・同附属品製造業は 917 円で 107.5%、塗料は 963 円で 112.9%と高い比率となっている。地賃と特定最賃は別物との考えもあるが、塗料は県内他産業に比べ高すぎている。

兵庫県の地賃は 900 円で塗料が 973 円となり、地賃との比率は 108.1%となっている。栃木県の地賃 854 円にその 108%で計算すると 922 円となるので、栃木の現行 963 円は 41 円高いことになる。

全国において地賃との比率が 110%を超えているのは、ほとんどが C か D ランクで、B ランクで 110%を超えているのは、広島県の製鉄業で 111.3%、茨城県の鉄鋼業 111.1%で、比率が高い業種は危険度が高い鉄鋼業や船舶製造業と考える。栃木県の塗料製造業 112.9%は、全国の地賃との比率で上から 12 番目であり、今年はコロナの影響を考え据え置き 0 円を提示した。

ウ 今年については、コロナ禍の世界的な不況下において、栃木県の経済状況を踏まえた議論が必要である。建築関係では工事が延期や中止となっている状況もあり、自動車関係においては販売台数が相当落ち込んでいる。それらによって、塗料業界も工場の停止日が発生している。現状では 0 円に変更はない。

エ 持ち帰り次回までに検討したいとし、次回審議となった。

3 その他
特になし